

11. 特別支援教育・障害児保育について

2) 保育料の減免

世帯の収入により、保育料が2階層、又は3階層に決定した世帯に、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、又は特別児童扶養手当の支給を受けている障がいのある方がいる世帯(保育所に入所している児童と同一生計の者に限る)については、保育料を減免します。

《手続き》

障害者手帳又は手当支給を証明する書類、入所児童と同一生計世帯であることを証明する書類

【担当】 洞爺湖町教育委員会 管理課 保育・高校教育グループ 電話 74-3009